

## 京丹後市庁舎増築棟等移転等業務 公募型プロポーザル募集要領

### 1 プロポーザルの趣旨

本プロポーザルは、京丹後市の庁舎増築棟等整備及び部署配置の変更等に伴う、庁舎内の物品、文書等を庁舎増築棟その他の市の施設への移転について、継続した行政サービスの提供に影響を及ぼさないよう綿密な計画の策定や移転に関する調整、効率的な移転作業等を円滑に遂行するため、提案を求めるものです。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

京丹後市庁舎増築棟等移転等業務

#### (2) 業務場所

京丹後市地内

#### (3) 業務内容

京丹後市庁舎増築棟等に関する移転計画策定等業務、移転マネジメント業務及び移転業務

詳細は、京丹後市庁舎増築棟等移転等業務特記仕様書（参考案）（以下「特記仕様書」という。）のとおりです。なお、特記仕様書は、成果として求める最低限の内容を示すものであり、技術提案の内容を制限するものではありません。

#### (4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年5月31日までとします。

なお、移転計画は令和6年度の移転開始までに策定することとします。

#### (5) 業務の規模（委託限度額）

55,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※債務負担行為を設定しています（各年度の限度額）。

令和6年度 5,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

令和7～8年度(合計) 50,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加表明書の提出日を基準日として、次の各号の要件を満たす者としてします。

**(1) 一般競争入札の参加者要件関係**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

**(2) 会社更生等関係**

次のいずれかに該当しない者であること。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生計画の認可を受けているものを除く。)

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者(再生計画の認可を受けているものを除く。)

**(3) 暴力団等の排除関係**

京丹後市暴力団等排除措置要綱(平成23年告示第68号)に基づく排除措置を受けていない者及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しない者であること。

**(4) 指名停止関係**

京丹後市工事等契約に係る指名停止等の措置要領(平成16年京丹後市告示第16号。)に基づく指名停止がなされていないこと。

**(5) 不法行為関係**

同種の業務に対し、契約不履行行為等不法行為をしていないこと。

**(6) 税の滞納関係**

国税及び地方税の滞納がないこと。

**(7) 事業許可関係**

貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に基づく、一般貨物自動車運送事業の許可を取得していること。

**(8) 業務実績関係**

地方自治体から直接受注し、過去5年以内(公告時点で)に完了したもので、同種業務について元請けとして履行が完了した実績を有すること。

同種業務は1案件につき、次のいずれも満たすものをいう。

ア 対象：勤務者400人以上の官公庁の庁舎

イ 業務：移転計画策定及び移転業務

#### 4 業務実施に関する条件

業務実施にあたっては、次の条件をすべて満たす統括責任者及び実務担当者を配置することとし、統括責任者と実務担当者の兼務は認めません。

当該条件を承知し、本プロポーザルに参加してください。

##### (1) 統括責任者の配置

統括責任者（業務全体を統括する者）は次のことを満たす者であること。

- ア 本プロポーザルに参加する者と直接雇用関係を有する者
- イ 地方自治体から直接受注し、過去5年以内（公告時点で）に完了したもので、地方公共団体の庁舎のオフィス移転に係る業務に携わった実績を有する者

##### (2) 実務担当者の配置

実務担当者（統括責任者の下で業務における担当技術者を総括し、本市との定期的な打合せに原則として毎回出席する者）は、次のことを満たす者であること。

- ア 本プロポーザルに参加する者と直接雇用関係を有する者
- イ 地方自治体から直接受注し、過去5年以内（公告時点で）に完了したもので、地方公共団体の庁舎のオフィス移転に係る業務に携わった実績を有する者

#### 5 委託する候補者の選定方法

職員等で構成する京丹後市庁舎増築棟等移転等業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査を実施し、委託候補者1者及び次席者（優先順位を付す。）を選定します（応募者が1者の場合は、委託候補者の適否の審査を実施します。）。なお、審査は非公開とします。

#### 6 審査方法等

業務実績、技術提案（提案内容、見積金額等）、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

##### (1) 審査提出書類

審査に必要な書類を、参加表明書及び技術提案書作成要領（以下「作成要領」という。）に基づき作成し提出してください。

##### ア 業務実績

受注実績、統括責任者、担当者

**イ 業務実施方針**

業務実施方針（※本業務の見積価格を含む。）

業務実施体制

業務実施内容

業務工程表

**ウ 技術提案**

3つのテーマにかかる技術提案

**（2）受注実績、業務実施方針及び技術提案に係る内容**

受注実績、業務実施方針及び技術提案では、次に掲げることについて提出・提案を求めます。

**ア 受注実績**

本市と同規模以上の受注実績（件数）

本市状況と類似する業務の経験（複数施設移転、フロア毎改修移転）

**イ 業務実施方針**

本業務について次に掲げる項目の内容

**（ア）業務実施方針**

a 進め方（取組方針等）

b 実施に係る配慮事項

c その他の事項

**（イ）業務実施体制**

本業務を実施する体制図及びその説明

（配置する統括責任者・実務担当者、協力者、関係企業等の役割など）

**（ウ）業務実施内容**

特記仕様書に掲げる項目の具体的な実施内容

**（エ）業務工程表**

業務実施に係る項目ごとの工程

**（オ）見積価格**

本業務の見積価格

## イ 技術提案

次のテーマについての留意点・解決策などの提案内容

## (ア) 実施業務（計画策定・マネジメント）に関すること

実施業務に係る技術上の考え方、提案（本市側の負担軽減など）

## (イ) 実施業務（移転業務）に関すること

実施業務に係る技術上の考え方（運搬車両・ドライバーの確保、効率化（繁忙期など）など）、提案（本市側の負担軽減など）

## (ウ) 独自提案に関すること

実施業務以外に、庁舎増築棟の建設、峰山庁舎・大宮庁舎改修の移転に伴うもので、独自の取組の提案（見積価格の範囲内で実施するもの）

（本市側の負担軽減・価値向上につながることで、庁舎増築棟等整備全体の進捗を加速させることにつながる提案など）

## 7 実施スケジュール

区分	実施内容	実施期間
公告	公募型プロポーザル公告	令和6年5月 9日（木）
審査	質問受付	令和6年5月 9日（木）から 令和6年5月17日（金）まで
	質問回答	令和6年5月24日（金）予定
	参加表明書の受付	令和6年5月 9日（木）から 令和6年5月31日（金）まで
	参加資格審査結果の通知	令和6年6月 7日（金）予定
	技術提案書の受付	令和6年6月 7日（金）から 令和6年6月14日（金）まで
	技術提案の審査 プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年6月19日（水）予定
	審査結果の通知	令和6年6月25日（火）予定
契約		令和6年7月 上旬 予定

## 8 参加表明

### (1) 提出物

ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）

イ 業務実績書（様式第2号）

※記載した業務については、契約書の写しや業務仕様書、契約締結後に提出した実施計画書など、実績及び業務内容が正確に確認できる資料を提出してください。

ウ 会社概要書（様式第3号）

※パンフレット等業務内容が分かるものがあれば添付してください。

エ 滞納がないことの証明（地方税）※発行後3か月以内のもの

オ 未納の税額がないことの証明（国税）※発行後3か月以内のもの

カ 貨物自動車運送事業法に基づく、一般貨物自動車運送事業の許可を受けていることが分かる書類（写し可）

### (2) 提出方法

提出物は提出先まで持参又は郵送（提出期間内必着）

### (3) 提出期間

令和6年5月9日（木）から令和6年5月31日（金）まで

持参受付：午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）

### (4) 提出先

〒627-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市 市長公室 政策企画課 都市・地域拠点整備推進室

電話 0772-69-0120

FAX 0772-69-0901

### (5) 提出物の作成・部数等

作成要領に従い作成し、提出してください。

### (6) 書類審査

書面による審査を行います。

(7) 参加資格審査結果の通知

参加資格結果の通知を参加表明者全員に書面で通知します。

通知時期：令和6年6月7日（金）予定

9 審査

参加資格審査により参加資格があると認められた者に対し、技術提案、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

(1) 提出物

- ア 技術提案書（様式第4号）
- イ 業務実施方針（様式第5号）※本業務の見積価格を含む。
- ウ 業務実施体制（様式第6号）
- エ 業務実施内容（様式第7号）
- オ 業務工程表（様式第8号）
- カ 技術提案（様式第9号）

(2) 提出方法

提出物は提出先まで持参又は郵送（提出期間内必着）

(3) 提出期間

令和6年6月7日（金）から令和6年6月14日（金）まで

持参受付：午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）

(4) 提出先

〒627-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市 市長公室 政策企画課 都市・地域拠点整備推進室

電話 0772-69-0120

FAX 0772-69-0901

(5) 提出物の作成・部数等

作成要領に従い作成し、提出してください。

## (6) 評価項目

技術提案等の評価項目は、次に掲げるとおりとします。

次の場合は、失格とします。

- ア 見積価格に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額が「2 業務概要」(5) 業務の規模(委託限度額)を満たさない場合
- イ 合計得点が60点を下回る場合

配点合計：100点

審査事項	評価項目	配点
業務実績	実績内容	20点
	(1)業務受注実績	(15)
	(2)統括責任者・実務担当者に係る実績	(5)
業務実施方針	取組方針等に係る提案内容	30点
	(1)業務実施方針	(5)
	(2)業務実施体制	(5)
	(3)業務実施内容	(10)
	(4)業務工程	(10)
実施方針の妥当性(適格性、機能性、成果達成の期待度など)	技術提案内容	45点
	(1)実施業務(計画策定・マネジメント)に関すること	(15)
	(2)実施業務(移転作業)に関すること	(15)
	(3)独自提案に関すること	(15)
経費の見積価格	算式： $(5 - 1) \times [ \{ 1 - (\text{見積価格に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額}) \div (\text{委託限度額}) \} \times 4 ] + 1$ ※ [] 内が1を超える場合は1とする。 ※税抜きの価額で算出	5点

## (7) プレゼンテーション・ヒアリング

## ア 開催日時

プレゼンテーション・アリングの日時、場所、留意事項を別途通知します。

**イ 時間**

40分（説明20分、質疑応答20分）とします。

**ウ 説明**

説明は、パワーポイント等を使用することができます。

**エ 説明者**

説明者は、本業務に配置予定の統括責任者を含む6人以内とします。

**オ その他**

（ア）プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とします。

（イ）自己のプレゼンテーション及びヒアリング出席時間以外の入室（傍聴）は認めません。

（ウ）ヒアリングの内容は、提出された書類の表現を補足する追加説明及び選定委員会委員からの質疑とします。

**（8）審査**

書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

**ア 審査方法**

選定委員会委員により点数評価を行います。

**イ 選定方法**

評価点により順位付けを行います。

**（9）選考結果の通知**

審査結果については、参加者全員に書面で通知します。

通知時期：令和6年6月24日（月）予定

**10 資料取得方法**

資料は、京丹後市ホームページに掲載しています。

**11 質問受付等**

**（1）質問方法**

**ア プロポーザルに関する質問**

質問書（様式第10号）に質問事項を記載し、担当部署へメール及びFAXす

ること。

- イ プロポーザル手続き及び様式等に関する質問  
担当部署に電話で確認すること。

<担当部署>

〒629-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市 市長公室 政策企画課 都市・地域拠点整備推進室

電話番号（直通） 0772-69-0120

ファクシミリ番号 0772-69-0901

E-mail kikaku@city.kyotango.lg.jp

(2) 質問受付期間

令和6年5月9日（木）から令和6年5月17日（金）まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、京丹後市ホームページに掲載します（プロポーザル手続き及び様式等に関する質問を除く。）。

1.2 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 提出書類等が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類等が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類が提出期間内に提出されない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 「3 参加資格要件」に規定する各要件を欠くこととなった場合
- (7) 選定委員会委員に不当な働きかけをした場合
- (8) 「6 審査方法等」(2)イ(オ)見積価格（全体及び各年度の見積額）に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額が、それぞれ「2 業務概要」(5)業務の規模（委託限度額）の記載事項に適合しない場合

- (9) 「9 審査」の結果が60点を下回る場合
- (10) その他本要領に違反すると認められた場合

### 1.3 契約締結

#### (1) 契約締結交渉

選定委員会により特定された委託候補者と契約締結交渉を行います。なお、契約交渉が不調の時は、次席者と交渉を行います（次席者不調の場合は、さらに次の順位の次席者と交渉を行う。以下同様に取り扱います。）。

#### (2) 契約限度額

契約限度額：50,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

委託候補者の特定後、業務委託契約時における委託料は、見積価格以内とします。

### 1.4 注意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出されたすべての書類は、本プロポーザル以外の目的には使用しません。
- (3) 提出されたすべての書類は返還しません。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効にするとともに、本市の指名停止措置を行うことがあります。
- (5) 提出書類を郵送する場合は、提出期限内必着とし、配達確認ができる方法に限ることとします。なお、提出書類を持参以外の方法による場合において、不達、遅配を原因とする参加者の不利益が生じたとしても本市は責任を負いません。
- (6) 提出された書類等は審査及び説明のため写しを作成し使用できるものとします。
- (7) 提出期限後は、提出書類の差し替え等を行うことができません。
- (8) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とします。
- (9) 審査の経緯及び結果についての異議の申し立てを受付けません。
- (10) 業務実績等事実確認をするため、追加資料の提出を求めることがあります。
- (11) 技術提案書の著作権は、提出者に帰属します。ただし、公平性、透明性、客観

性を期するため、市ホームページ等で公表することがありますので、了承してください。

(12) 参加表明書等の様式は、京丹後市ホームページから入手してください。